参考資料２

今後の食品リサイクル制度のあり方について（報告書）概要

「今後の食品リサイクル制度のあり方について」（報告書）概要　①

環境省

○食料・農業・農村政策審議会と中央環境審議会の合同会合※において議論を行い、パブリックコメントを経て、「今後の食品リサイクル制度のあり方について」　（報告書）を取りまとめた。
○今後、本報告書を踏まえ、食品リサイクル法基本方針の改定について中央環境審議会に諮問し、合同会合での議論を行ったのち、循環型社会部会において基本方針改定案等を審議いただく予定。

※食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会、中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会の合同会合

1　排出抑制（食品ロス削減）について

現状と課題

- ✓ 事業系食品ロス削減目標（2030年度までに 2000年度比で半減）を前倒しで達成
- ✓ 上記を踏まえ、2030年までの新たな目標について検討
- ✓ その目標を達成するために実施すべき施策について、定期報告データ※の公表等の在り方も含め検討

※年間100トン以上の食品廃棄物等を排出する事業者を食品廃棄物等多量発生事業者として位置づけ、毎年度の食品廃棄物等の発生量等について報告を求めている

具体的施策

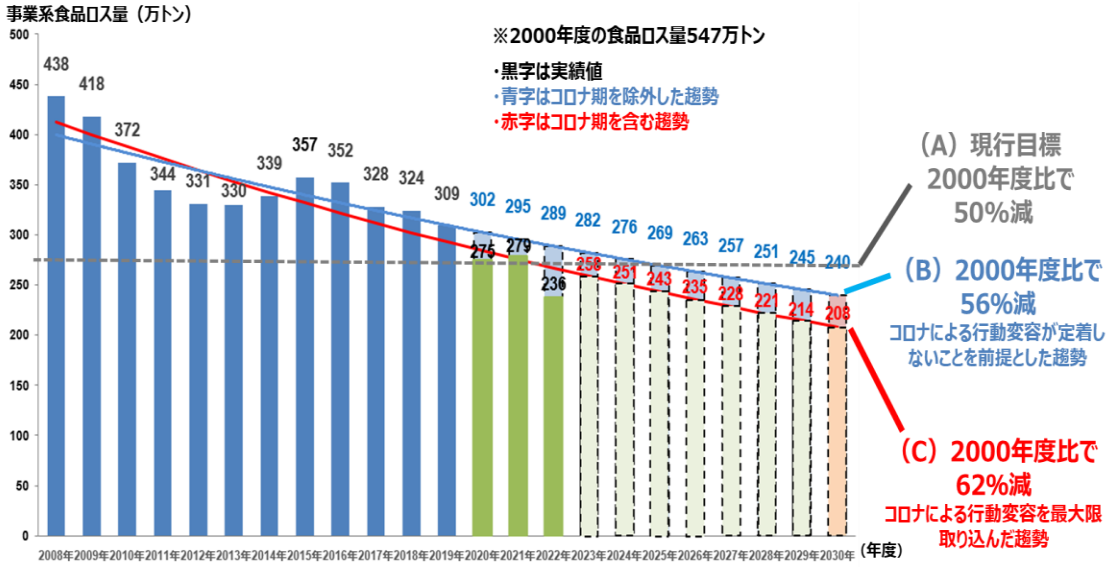

図　事業系食品ロス量の削減目標の設定検討

【事業系食品ロスに係る目標について】

- ✓ 現行の目標は、食品ロスの発生実績の趨勢を基本とする予測に、業種毎の削減可能性等を勘案して設定しており、政策の継続性の観点から新たな目標設定においても同様な手法で設定するのが適当である。
- ✓ **新型コロナウイルス禍の間に起きた国民の行動変容**は、食品ロスの発生量減少に寄与したが、その変容はコロナ収束後の現在においても継続していることから、**この行動変容を加味する**必要がある。
- ✓ 具体的には、コロナによる行動変容を最大限取り込んだ場合とそれらが定着しないことを前提とした場合を踏まえて設定した値の幅となるよう、2000年度比で、2030年度までに**56%から62%という幅の中で、事業者や国民にとって分かりやすい削減目標を定める**こととする。

「今後の食品リサイクル制度のあり方について」（報告書）概要　②

環境省

具体的施策

【発生抑制の推進施策について】

✓ 具体的施策として、以下の取組を推進することとする。

①**食品関連事業者**が講ずる措置として、**食品提供活動（フードバンク等）**に努めること、取引先の食品関連事業者が食品廃棄物等の発生の抑制を適切に実施できるよう、３分の１ルールをはじめとする**商習慣の見直し等の取組**に努めることを明確にする

②国民にとって事業者の取組がよりわかりやすい形で周知できるよう、**フードバンク等への食品の寄附量を定期報告に関する情報提供の対象**とし、これらを政府HPだけではなく、**有価証券報告書やインターネット等の方法によって情報提供**するよう努める

③**事業者の取組の見える化、未利用食品の寄付促進**（食品寄付ガイドライン作成）、**AIによる需要予測の推進、食べ残し持ち帰りの強化**（mottECO、食べ残し持ち帰りガイドライン作成）等の取組を強化する

「今後の食品リサイクル制度のあり方について」（報告書）概要　③

2 再生利用等（食品リサイクル）促進について

現状と課題

- ✓ 2024年度までの再生利用等実施率目標は、食品製造業及び食品小売業は既に達成済みだが、食品卸売業および外食産業は達成が見込めない状況
- ✓ 現状を踏まえ、2029年度までの新たな目標について検討
- ✓ また、その目標を達成するために実施すべき施策について検討

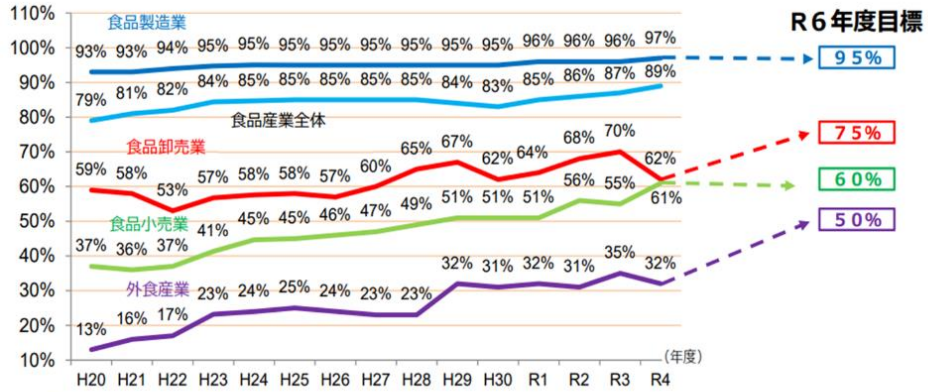

再生利用等実施率 ＝（発生抑制量＋再生利用量＋熱回収量×0.95(※)＋減量量）÷（発生抑制量＋発生量）
（※）食品廃棄物残さ（灰分）を除いたものに相当する率

基準実施率（個別企業の目標値）の算出式

基準実施率＝前年度の基準実施率＋前年度基準実施率に応じた増加ポイント
(注) 20%未満は20%として基準実施率を計算

前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満	2％
50%以上80%未満	1％
80%以上	維持向上

図　再生利用等実施率の状況

具体的施策

【再生利用等実施率の目標について】（右図参照）

- ✓ 2024年度目標を達成している食品製造業及び食品小売業について、**食品製造業**は維持向上の観点から95%、**食品小売業**は65%とし、**引き続き再生利用等の取組を着実に推進**していくことが期待される。
- ✓ 直近の実績と2024年度目標の差が大きい**食品卸売業及び外食産業**については、**目標を据え置いた上で、再生利用等の促進のために取組を一層推進**することが特に必要である。

	2024年度までの目標		**2029年度までの目標（案）**
食品製造業	95 %	→	**95 %**
食品卸売業	75 %	→	**75 %**
食品小売業	60 %	→	**65%**
外食産業	50 %	→	**50 %**

図　再生利用等実施率の新たな目標について

「今後の食品リサイクル制度のあり方について」（報告書）概要　④

環境省

具体的施策

【再生利用等の推進施策について】

✓ 具体的施策として、食品関連事業者、特に直近の実績と2024年度目標の差が大きい食品卸売業及び外食産業の取組を推進するため、以下の取組を推進することとする。

・食品循環資源は地域で循環されることが適していることから、再生利用等促進に当たっては、**地方公共団体の役割が重要**であるため、**優良事例等の情報等を地方公共団体に提供**することを通じ、**関係者との連携を促進**する

・特に**年間の食品廃棄物等の発生量が100t未満の事業者**の再生利用等実施率が低いことから、事業者の意識向上のため、**食品リサイクルに関する情報発信を強化**する

・登録再生利用事業者制度の認知度を高め、再生利用等に着実に取り組む登録事業者の増加につなげる観点から、**登録再生利用事業者制度の活用を促進**する

・関係者が連携した計画的な食品循環資源の再生利用を確保するため、**リサイクルループ認定制度を拡大**させる

・**地方公共団体、食品関連事業者、再生利用時御者等との連携**による食品廃棄ゼロエリアの創出等を通じた**先進的取組の構築・横展開**を行う　等

3　その他、災害時用備蓄食品等、家庭系食品ロス、他の政策目的への貢献について

・**災害時用備蓄食品の有効活用**を推進する

・**民間企業のデジタル技術等や「デコ活」※の活用**により、**消費者の効果的な行動変容**を促す普及啓発等の取組を推進する
※脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動

・地方公共団体での食品ロス削減の取組状況の公表などを通じた、**地域での取組の底上げ・横展開**を図る

・**気候変動、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行、食料安全保障の向上**等の多様な政策目的に資するものである

（参考）今後の予定

時　期	事　項
令和6年12月13日	**中央環境審議会循環型社会部会** ・今後の食品リサイクル制度のあり方について（報告書）の報告 中央環境審議会への諮問（基本方針の改定について）
令和6年12月16日	**中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会**※ ・基本方針改定案等について 基本方針改定案に対するパブリックコメント
令和7年2月以降	**中央環境審議会循環型社会部会** ・基本方針改定案等について 中央環境審議会及び食料・農業・農村審議会による答申
令和7年3月	基本方針等改定（予定）

※　食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会との合同会合